

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「確かな学力」の育成 授業力の向上

児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、「確かな学力」を育むためには、学校教育活動の中心である日々の授業を、より質の高いものとする必要がある。

児童生徒に、学習指導要領に示される付けたい力（資質・能力）を付けるために、教師一人一人が、指導内容に関する専門性を高め、指導方法の工夫などを積極的に行うなど、授業力の向上を図ることが大切である。

1 求められる確かな授業力

「求められる教職員像」（平成17年3月 広島県教育委員会）では、「子どもたちに確かな学力や豊かな心などの『生きる力』を育むためには、日々の授業を、より質の高いものとする必要がある。」とし、「新たな『教育県ひろしま』の創造に向けて特に求められる事項」として確かな授業力をあげている。

参考：本誌 第5章「教職員としての在り方」P5-1

2 授業力

「授業力」とは、授業の「ねらい」の達成を目指し、授業を適切にマネジメントする能力、つまり授業を計画、実施、評価、改善する力である。「授業力」を構成する力として、次の四つが考えられる。

■ 授業を企画し構想する力

授業のねらいを明確にし、授業を受ける児童生徒の実態を的確に捉えた上で、授業で用いる教材観を深め、適切に選択し、探究・追究する過程を構成することができる力

■ 児童生徒の状況に応じて適切に指導する力

高い指導技術をもち、個に応じて分かる授業を展開する力。また、児童生徒の意見を集約したり焦点化したりしながら内容を理解させたり思考を深めさせたりするなど、授業の中でコーディネートする力

■ 授業を評価する力

児童生徒の学習の成果を的確に捉えるとともに、授業全体を振り返り、成果と課題を明確にできる力

■ 授業を改善する力

研究授業等を主体的に行い、目標とする授業のイメージをしっかりとって工夫・改善に努め、組織の中で高めていこうとする力

求められる教職員像

<平成17年 「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」>

普遍的な事項

- 高い倫理観と豊かな人間性をもっている。
- 子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている。
- 専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる。
- 社会や子どもの変化に柔軟に対応できる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

確かな学力
豊かな心
信頼される学校



- **確かな授業力**を身に付けている。
- 豊かなコミュニケーション能力を有している。
- 新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている。
- 他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる。

3 授業力を高める授業研究の充実

(1) 授業を構想する力の向上

参考：本誌 第1章Ⅱ

「1 『本質的な問い』による授業改善」 P 1-7

ア 学習指導要領の理解

授業を構想するに当たり、学習指導要領のどの事項・内容を踏まえているのかを明確にすることが大切である。そのために、学習指導要領及び学習指導要領解説を熟読し、各教科等の指導について、それらの目標や内容をしっかり把握することが重要である。また、指導する学年や所属する校種に留まらず、他学年や異校種の目標や内容等についても把握し、教科等の全体像を系統的に理解しておくことが必要である。

イ 教材研究の充実

教材研究とは、指導の目標を達成するために、単元（題材）についての指導内容や必要な教材及び指導方法などを研究（吟味、選択、分析、理解）することであり、授業づくりにとって最も重要な準備といえる。

教材研究のポイント（例）

- 本教材にはどのような特質があり、それによりどのような力を付けるのか。
- 本単元（題材）と関連した既習の学習内容の理解の状況や反応はどうか。
- 本単元（題材）の異校種や他学年との内容の系統はどうか。
- 上記を踏まえて、どのような指導内容・方法の工夫ができるのか。
- どのくらいの時間でどのような順で指導を行い、どのような評価を行うのか。
- 学習活動についていけない（学習に対するつまずきの大きい）児童生徒がいたらどのように指導するのか。

ウ 学習指導案の作成・検討

学習指導案を作成し検討することは、授業力向上のために重要である。

学習指導案は、シラバス（年間指導計画）から本単元（題材）や本時の位置付けを明確にするとともに、指導のねらいを達成させるために学習内容、学習活動をどのように構成し、その結果、どのような成果が期待できるかを示すものである。

なお、学習指導案の内容や様式については、学校の研究内容に関連させるために項目を工夫したり、授業改善に生かすために様式を簡略化したりする（※日常的に授業研究をする場合の例）など、各学校において目的や意図に応じて工夫する必要がある。

※日常的に授業研究をする場合の簡略化した学習指導案の例

- 単元名 「意見文を書くひけつをつかもう」
- 本時の目標 二つの意見文を比較・分析し、説得力のある意見文を書く際に必要な条件を捉えることができる。
- 本時の学習展開

	学習活動	指導上の留意事項	評価規準（評価方法）
1	前時の振り返りと本時のめあての確認 二つの意見文を比較して、説得力のある意見文に必要な条件を見つけよう。		
2	……………		

【学習指導案の形式例】

〇〇科学習指導案

日時
学年
単元（題材）名
単元（題材）設定の理由
・単元（題材）観
・児童（生徒）観
・指導観

〇 本単元（題材）の学習のねらいの明確化

- 【単元（題材）観】
学習指導要領を踏まえ、この単元（題材）の学習内容について、具体的に記述する。
- 【児童（生徒）観】
この単元（題材）における児童（生徒）の既習事項や定着状況を、これまでの授業評価や事前テスト、アンケートなどで分析し記述する。
- 【指導観】
児童（生徒）の学習状況を踏まえて、本単元（題材）における指導内容・指導方法の工夫や指導上の留意点等を記述する。

単元（題材）の評価規準

知識・技能	思考
-------	----

〇 目標や内容の焦点化

本単元（題材）では、学習指導要領に示す目標や内容のどの部分を指導しようとしているのか明確にする。

指導と評価の計画（全〇〇時間）（例 理科）

次	学習内容（時数）	知・技	思・判・表	主体的態度	評価規準	評価方法
	〇 班ごとに撮影した影の写真を比較し、各自が問題を見いだす。		〇		差異点や共通点を基に、問題を見いだすことができるかを確認	ノート【記述分析】 思考・判断・表現①/

〇 観点の趣旨の理解

評価規準・評価方法の作成に当たっては、学習内容のどこでどの観点をどのような方法で評価するのかを明確にすることが大切である。

本時の展開例（例 国語科）

本時の目標 ー 相手に伝わるように、行動したことや経験したことに基づいて、話す事柄の順序を考えることができる。

学習活動	指導上の留意事項	評価規準（評価方法）
1 課題意識をもつ。 〇 自分の書いた「話のくみだてカード」を見て、前時の学習を想起する。	・前時での学習を想起して、一番伝えたいことを確認できるように指導する。	
2 本時のめあてを確認する。 〇 めあてを設定する。	あいてにつたわるように、話すじゅんじょを考えてカードをならべよう	
① 3 話す順序を考えて、「話のくみだてカード」を並べる。 〇 例で示された二つの「話のくみだてカード」の並び方を比較して、どんな順序で話すかと伝わりやすいか、意見を交流する。 <予想される児童の発言> ・出来事の順番通りに話すかと伝わりやすい。 ・一番に残ったことを一番に言うといい。	・どのような順序で説明すると、相手に伝わりやすくなるかを考えながら比較するよう促す。 例 経験した順に並べるなど時間的な順序 感動の大きかった順に並べるなど事柄の順序	
〇 相手に伝わりやすい順序を考え、自分の「話のくみだてカード」を並べ替える。	・自分でカードを並べ替えるのが難しい児童には、カードに書いた事柄から、これを夏休みの思い出にした理由を想起させ、相手に伝えたい内容を絞り込むよう指導する。	② 【思・判・表】カードの並び順とその順序にした理由の確認 (ワークシート)
〇 指導と評価の一体化 ①で指導したことが児童生徒にどれだけ定着しているかを②で評価することとなる。そのため、①では、 ねらいを明確にした意図的な指導 が必要になる。③では、努力を要する状況や十分満足できる状況の児童生徒に対して どのように対処するのかを具体的に準備 しておくことが大切である。		③ 〇 1単位時間内で評価可能な評価の観点とその規準、評価方法を設定する。
5 本時のまとめを行う。 児童のまとめ例： その日あったことをじゅんばんどおりに話すつたわりやすい。 心にのこったことを一番につたえると気持ちがよくつたわる。	〇 めあてに対応したまとめを行う。	
6 本時を振り返り、次時につなげる。		

エ 発問計画の作成

授業において発問は、教師の授業のねらいに係る「問い」であり、児童生徒から多様な考えを引き出すものである。付けたい力に対応した学習活動を充実させるために、事前に、どのような発問が適切かを考え、児童生徒の反応を予想した発問計画を作成することが重要である。その際には、発問が、確実にねらいの達成に向かうものであるか、児童生徒の主体的な思考を促し高めるものであるか、教科等の見方・考え方を働かせるものであるか、具体的で児童生徒に分かりやすい表現であるか等に配慮する必要がある。

また、実際の授業では、発問で多くの反応を引き出すとともに、それらを類型化、構造化し、授業のまとめに向けて焦点化していくことが重要になる。

オ 板書計画の作成

授業において板書は、児童生徒の思考の整理、学習の記録、資料提示の役割を担うものであり、板書によって1時間の授業の流れがより明確になる。また、児童生徒の発言を記すことで、授業のねらいに向けての子供の学び合いの内容が明らかになる。事前に児童生徒の反応を予想した板書計画を作成することは、授業の精度を高めていくことにつながる。

コラム① 【よりよい発問とは】 <ul style="list-style-type: none">○ 一問一答にならないよう、ねらいに沿って、多様な考えが出し合える発問○ 児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、児童生徒一人一人を生かす発問○ 少なく問いかけ、多くを答えさせるような発問○ 児童生徒間で話し合いが始まり、深まるような発問
コラム② 【よりよい板書とは】 <ul style="list-style-type: none">○ 正確な板書（用語、漢字、筆順等）○ 分かりやすい板書（量、位置、構造化）○ 1単位時間の授業を一目で振り返ることができる板書○ 児童生徒の意見、考えが大切にされた板書
コラム③ 【よりよいノートとは】 <ul style="list-style-type: none">○ 自分の考えをまとめたり、深めたりするノート○ 授業内容の記録、復習、反復、練習だけでなく、授業の中での気付き、疑問、感想などが書き込まれたノート○ 自分なりの学習方法の創意工夫がされているノート
コラム④ 【よりよい評価とは】 <ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒が自らの学習状況に気付き、自分の学びを見つめ直すきっかけとなる評価○ 肯定的な指導・助言によりその後の学習や発達を促す評価

(2) 児童生徒の状況に応じて適切に指導する力の向上

ア 授業評価の充実

授業力向上のためには、児童生徒の実態や授業のねらいに応じた学習指導力が必要である。日々の授業実践において、学習指導力が身に付いているかどうかを判断するために、自らの授業をビデオ等に収録したり、他の先生に参観してもらったりして、学習指導についての評価項目に沿って自己評価あるいは相互評価することにより、問題点を把握し、改善を図ることが有効である。

イ 教師の「ことばの力」の必要性

教師の話し言葉や書き言葉は、児童生徒にとって大きな学習環境の一つであることを踏まえ、授業力を向上させるためには、教師の「ことばの力」を高める必要がある。教師は、正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くことが大切である。

また、児童生徒の発達段階に応じて、普段から分かりやすく筋道立てて話すよう努めることが大切である。

ウ 学習規律の徹底

児童生徒の学力を高めるためには、授業における学習規律の徹底が重要である。

学習規律の徹底の取組は、一人の教師や一つの教科だけが行っても十分な効果は上がらない。同じ学校の全教職員が同じ方向性を持ち、具体的に目指す児童生徒の姿を明確にして取り組むことが大切である。また、異校種間において、学習規律の指導について連携し、つながりを意識した継続的な指導を図ることも大切である。

(3) 授業を評価・改善する力の向上

ア 授業力を高めるための校内研修の実施

授業力を高めるために、教師一人一人が絶えず自分の授業について振り返り、日常的・計画的に授業改善に取り組む必要がある。

その際、具体的な改善点、児童生徒の反応、残された課題等について記録を残し（記録化・文書化）、日常的に教師間で交流するとともに、校内研修会等の機会を得て、学校全体で交流することも大切である。このことにより、各個人の授業改善の取組を学校全体で共有化し、組織的な改善を進めることが可能となる。

イ マネジメントサイクルに基づく校内研修の工夫

学校が組織としての総合力を高めるためには、教職員一人一人がもっている知識や経験が学校全体で共有される必要がある。研修の成果を他の教師も共有できるよう校内研修の在り方を見直し、「知の共有化」が図られる体制を作ることが必要である。特に、授業力向上のためには、授業研究を中心としたマネジメントサイクル（P D C A）に基づく効果的・効率的な校内研修を工夫することが必要である。

ウ 授業研究の充実のための事前・事後研修の充実

授業研究を中心とした校内研修を効果的に進めるためには、学習指導案の検討を中心とした事前研修と、授業後の事後研修を充実させることが重要である。

エ 研修方法の工夫

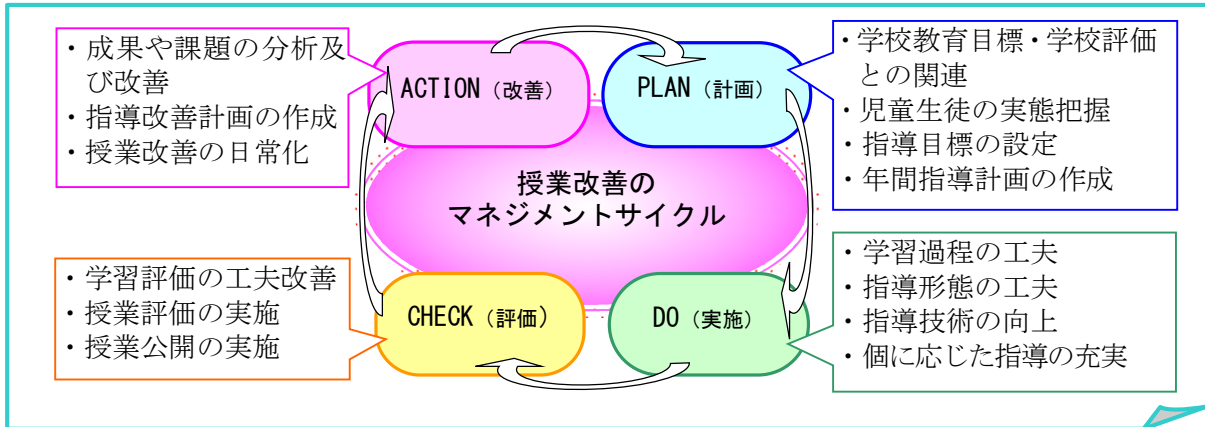
研修方法の工夫が研究の深化につながる。研修には様々な目的がある。「校内で課題意識を共有する」場合や「実際の課題を解決する策を立てる」場合などには全ての教師が主体的に参加することが重要で、自らが課題に取り組む一員であることを実感することが求められる。

参加者全員が共通の課題に取り組み、相互作用や双方向性を通じて学びや成果を生み出すという体験的なワークショップ型研修を取り入れるなど、目的に応じて、様々な方法を工夫したり組み合わせたりすることが大切である。

4 授業改善のマネジメントサイクル

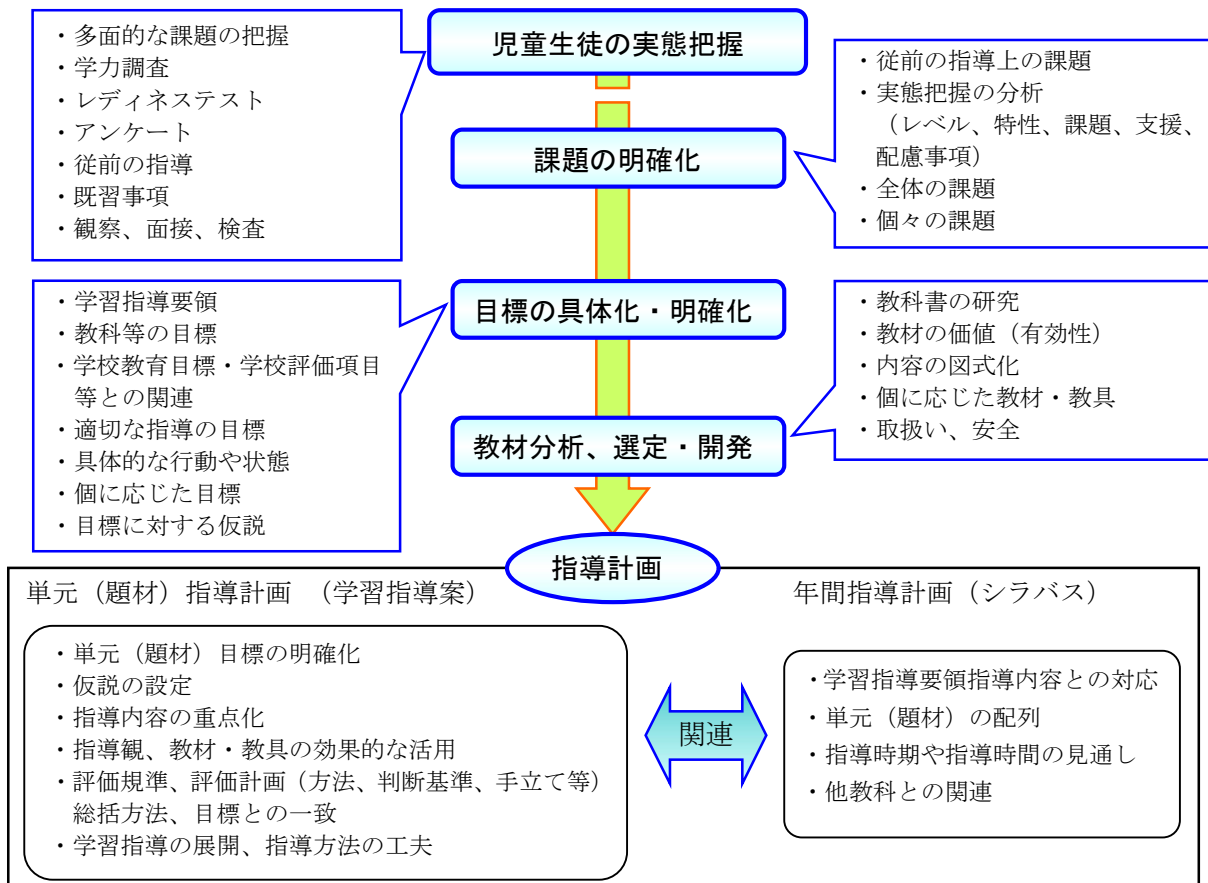
児童生徒に確かな学力を育むためには、学年や単元（題材）、1 単位時間の授業など、様々な段階においてマネジメントサイクルに基づく授業改善を行うことが必要である。

教師一人一人がそれぞれの取組により授業力の向上や授業改善の努力を行ってきたが、今後さらに、学校や市町、教育研究会などにおいて、組織的、計画的に授業改善の取組を進め、授業の質を一層高めていくことが大切である。



(1) 計画（PLAN）段階の改善

指導計画はいわば授業の設計図である。計画段階の各要素の関係を意識するとともに、実施（DO）・評価（CHECK）等とのつながりを意識して作成するものであり、全体を俯瞰しつつ計画の詳細を調整することが必要である。



※ 新聞などの教科書以外の資料を教材として取り扱う場合には、学習指導要領の目標に照らし、児童生徒に一方的な見方や考え方を押し付けることなく、客観的で公正な視点で内容を十分吟味し、児童生徒の発達段階に応じた適切な資料が選定されるよう、各学校の校長が適切に判断する必要がある。

(2) 実施 (DO) 段階の改善

指導に当たっては、ねらいに即した効果的な学習過程、学習活動や指導形態などを取り入れる必要がある。

特に、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けさせ、主体的に学習に取り組む態度を養うために、「しっかり教える」「じっくり考えさせる」「はっきり表現させる」学習過程や、言語活動の充実を図った学習活動、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど一層の工夫改善が必要である。

(3) 評価 (CHECK) 段階の改善

評価については、児童生徒の学習の定着状況を的確に把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫することが必要である。学習の成果だけでなく学習の過程を重視し、一人一人のもつ多様な側面、進歩の様子などを把握し、どれだけ成長したかという視点が大切である。

教師が、自らの指導を振り返り、授業改善を進めるための一つの方法として、授業評価がある。授業評価には、「自己評価」「児童生徒による評価」「教師相互による評価」「保護者等による評価」等が考えられる。いずれの場合も評価結果から明らかになった課題の解決に向け、具体的な方策を立て、授業改善を進めていくことが大切である。

各校において、このような取組を、組織的・計画的に行うことはもとより、教育研究会等の研修会等においても、広く進めることが大切である。

(4) 改善 (ACTION) 段階の改善

改善に当たっては、目標、指導内容・指導方法、評価計画等を一貫して見直すことが必要である。また、組織的・計画的に授業を振り返り、日常的な授業改善に取り組むことも必要である。

特に年間指導計画は教師の指導に留まらず、児童生徒の学習のめあてとしても共有できるもの（到達点が見えるもの）であったかを見直してみることも大切である。

5 学年間、異校種間における連携の視点

学習指導要領等では、児童生徒により確かな学力を身に付けさせるため、教科等の系統性に留意した指導が求められている。指導の効果を高めるためには、他学年や異校種の教科等の指導内容や指導方法等を理解し、内容の系統を捉えて指導することが大切である。

例えば、他学年や異校種の教科書等を参考にすることによって、目の前にいる児童生徒がこれまでどのような学習をしてきたのか、また、これからどのような学習をするのかを知り、意図的・計画的に指導内容や指導方法等を工夫した授業計画を立てることが効果的であると考えられる。

<外国語教育における異校種間の連携>

平成29年3月告示の新学習指導要領では、「指導計画の作成と内容の取扱い」において、指導計画の作成に当たっては、小・中・高等学校を通じた領域別の目標の設定という観点を踏まえ、小学校では中学校や高等学校における指導との、中学校では小学校や高等学校における指導との接続に留意した上で、配慮する事項が示されている。

こうした事項を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが重要である。

(参考：小学校・中学校学習指導要領 第9節外国語 平成29年3月)

＜学力調査結果における通過率の低い設問の学年間、異校種間の連携＞

平成 29 年度広島県学力調査報告書には、調査結果から、通過率の低い設問について、学年間、異校種間の指導の系統性を意識し、その問題を解くために必要な他学年や異校種における指導内容を掲載している。各教科におけるつまづきを早い段階からなくすために、学年間や異校種間で連携して、指導方法を工夫することが大切である。

中学校 数学

継続的な課題として考えられる内容

関係を文字式で表す

問題の趣旨

数量の関係を文字を用いた式で表すことができる。

学習指導要領における領域・内容

【第 1 学級】 A 数と式
 (2) 文字を用いて数量の関係や規則などを表したり式の意味を読み取ったりする能力を培うとともに、文字を用いた式の計算ができるようになる。
 ア 文字を用いることの必要性と意味を理解すること。
 エ 数量の関係や規則などを文字を用いた式で表すことができることを理解し、式を用いて表したり読み取ったりすること。

【平成 14 年度】 【平成 24 年度】

通過率 35.8% 通過率 49.7%

【分析】

解答から生徒のつまづきを分析したところ、規則性を正しく捉えたり、それを文字を用いて正しい式に表したりすることができていないことが課題であると考えられます。

H24 年度学力調査結果【教科の学習に関する調査】		H24 年度学力調査結果【教科の指導に関する調査】	
内容	肯定的回答 (%)	内容	肯定的回答 (%)
数学の授業では、授業に書かれている関係や規則を踏まえて、数量の式や図を使って、数量の関係を文字で表すことができる。	56.3	算数の中の数量関係を文字を使って表す指導において、生徒を生徒の文章で考えさせるなどの指導の工夫を行った。	66.7

また、上の表の生徒質問紙調査の結果を見ると、生徒は、規則性について、試行錯誤を繰り返しながら帰納的に考察する経験が乏しくことが考えられます。また、学校質問紙の結果を見ると、先にごとを先で関係を読み取らせたり、ことばの式や図を使って考えさせ、それを手掛かりに問題を解決させたりするよう指導が十分でないことが考えられます。そこで、問題の中に具体的な数で表した式を示し、その式から数量の関係を読み取らせるというスモールステップを入れることで、生徒の理解が促されるのではないかと仮説を立て、平成 25 年度以降、下の平成 29 年度の問題のように問い方を変更しました。

平成 29 年度の問題及び主な誤答

【平成 29 年度】

年度	通過率 (%)	本校 (%)
H29	75.4	

← 本校のデータを代入して分析してみよう ↓

主な誤答と無解答	H29 (%)	本校 H29 (%)
□×n (数と文字nの積で表している)	1.7	
縦線以外で文字式で解答しているもの	11.7	
式や数値など、数学だけで解答しているもの	5.5	
無解答	3.4	

【今後の指導に向けて】

平成 29 年度の通過率は 75.4% でした。参考にする式から考え方を読み取り、どの数を文字に替れば求められる式が見えやすくなったためと考えられます。このように、生徒の実態に応じてスモールステップで丁寧な指導を行うことが理解を促すための一つの手立てになることが分りました。算数の授業でも、同様具体的な数で表した式を参考に考えさせたり、実際に操作させて変化している部分を実感させたりするなどの指導の工夫を継続していきましょう。また、主な誤答と無解答を見ると、「縦線以外で文字式で解答しているもの」の誤答が 11.7% と高く、依然として課題となっています。文字を使って表そうとしているが、規則性が明確に捉えられていなかったり、変化の様子が分かっていない、そもそも文字式の表し方が理解できていなかったりすることが考えられます。左ページの「内容の系統」で示したように、生徒が、小学校第 3 学年から中学校第 1 学年のどの学年段階の内容でつまづいているのかを正確に把握し、個に応じた具体的な手立てを講じていきましょう。

授業改善のポイント

- 操作活動を通して、①数量の関係を具体的な数の式に表す ②算数を使った式で表す ③文字を用いた式で表す というように、スモールステップで丁寧な指導を行きましょう。また、①～③のステップそれぞれでつまづきに応じた手立てを準備しておき、机間指導で、生徒のつまづきを正確に把握し、その個に応じて適切な手立てを示しましょう。(H22～H24 の「基礎・基本」定着状況調査報告書の事例を参考にしましょう。)
- 具体的な数で表した式について、その意味を自分なりに表現させたり、説明したりする場面を設定しましょう。その際、「変化する部分」や「変化しない部分」を式だけでなく、図や表と関連付けて説明させることを大切にしましょう。

(参考 HP : 広島県教育委員会ホームページ「平成 29 年度広島県学力調査報告書」第 2 章 教科の継続的な課題と指導改善のポイント)

6 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

教育基本法第 6 条第 2 項及び学校教育法第 30 条第 2 項を踏まえ、児童生徒の学習意欲の向上に資するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての校種において、見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を重視することが、学習指導要領総則に位置付けられた。

【教育基本法第 6 条第 2 項】

教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

【学校教育法第 30 条第 2 項】

主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

【中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月） 第 1 章 総則 第 3 の 1 (4)】

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

例えば、授業において、冒頭でその授業での学習の見通しを児童生徒に理解させたり、授業の最後に児童生徒が学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組を充実させることが重要である。また、家庭において、児童生徒が学習の見通しを立てて予習したり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣を確立することも重要である。

なお、授業で学習の見通しを立てさせるときには、授業の冒頭で設定するめあてが、授業の最後に達成できたかどうかを振り返ることができる内容であることや、児童生徒が理解しやすい表現になっていることに留意する必要がある。また、学習した内容を振り返ら

2-1-8

せるときには、児童生徒が学習内容を確認できるようにめあてに対応したまとめを行うとともに、児童生徒に学習内容や学習方法について自己評価させることが大切である。

これらの指導を通じて、児童生徒の学習意欲が向上するとともに、児童生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力、判断力、表現力等の育成にも資することができる。

7 指導と評価の一体化

学校の教育活動では、計画、実践、評価、改善という一連の活動が繰り返されながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されている。すなわち、指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、更に新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。また、学習の結果に対して評価を行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。

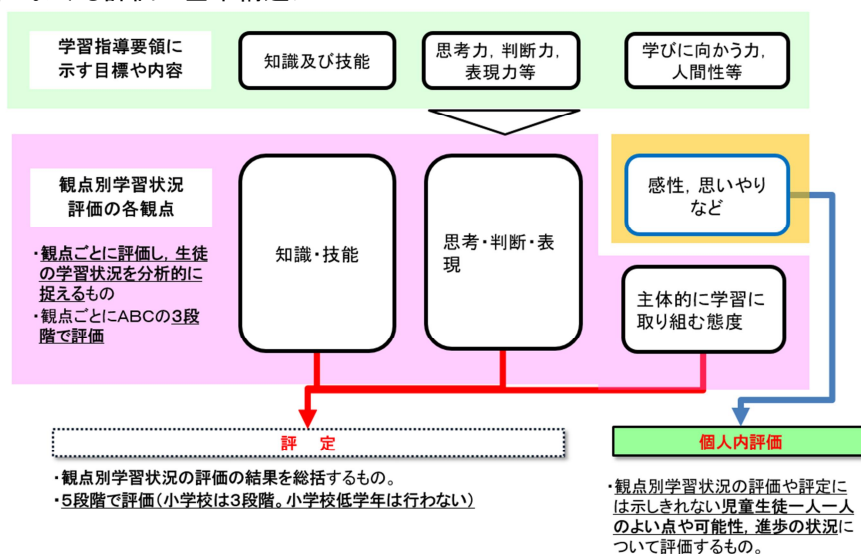
<学習評価の改善の基本的な方向性>

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと。
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

(1) 学習評価の基本構造

学習指導要領の目標及び内容が、資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。

<各教科における評価の基本構造>



「各教科における評価の基本構造 (まとめ)」 文部科学省

○ 「知識・技能」の評価

- ・ 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- ・ それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

○ 「思考・判断・表現」の評価

- ・ 各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

- ・ 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

(2) 単元（題材）における学習評価の進め方

年間を通じて目指す資質・能力を児童生徒に確実に育むためには、年間指導計画や評価計画等を確認し、年間における各単元（題材）の位置付けや、その単元（題材）において育成する資質・能力を明確にする必要がある。その上で、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえ、次のように進めることが考えられる。

評価の進め方	留意点等
単元（題材）の目標を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。 ○ 児童生徒の実態、前単元（題材）までの学習状況等を踏まえて作成する。
単元（題材）の評価規準を作成する	
単元（題材）の「指導と評価の計画」を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何を、どのような順序で、どのような学習活動を通して学ばせると効果的に単元（題材）の目標を達成できるのかを考える。 ○ 評価を行うために必要な時間を考え、単元（題材）全体でバランスよく評価を位置付ける。 ○ 日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」は、単元（題材）の評価規準を位置付けている児童生徒の姿が、最も表れやすい時間に設定する。 ○ どのような評価資料を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するのかを考えたり、「努力を要する」（C）への手立て等を考えたりする。
「指導と評価の計画」を基に授業を行う	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観点別学習状況の評価規準が、実際の児童生徒の発言や記述の内容レベルでの具体的な姿として具体化しておく。 ○ 評価規準に示したものを「おおむね満足できる」状況（B）として捉え、それを踏まえて「十分満足できる」（A）と「努力を要する」（C）を判断する。 ○ 設定した姿が見られなかった場合には、手立てや支援を加えて児童生徒の学習改善を図り、目標が達成できるようにする。
観点ごとに総括する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価（A、B、C）を行う。 ○ 総括の方法については、各学校で検討して、学校全体で共通認識の中で進めていく。

※ 複数の単元（題材）にわたって評価を行う場合など、この方法によらないこともあることに留意する。

(3) 各教科等における学習評価の進め方

各教科等によって、評価の対象等に特性があることに留意し、各教科等の目標や内容等に対応した学習評価が行われる必要がある。詳細については、『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』を参考に、評価規準等を作成し、学習評価を進めていく必要がある。

参考：「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 国立教育政策研究所
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>
「学習評価の在り方ハンドブック」 国立教育政策研究所
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>
学習指導等の参考となる資料 No. 20 「校内研修のススメ～『学習評価の改善』編～」 広島県教育委員会
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/400941.pdf>
学習指導等の参考となる資料 No. 44 「『主体的に学習に取り組む態度』について～続・校内研修のススメ～」 広島県教育委員会
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/404862.pdf>

(4) 多様な評価方法

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行い、児童生徒の学びの深まりを把握する必要がある。

多様な評価方法の例

- 「パフォーマンス評価」
知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価方法。論説文やレポート、展示物といった完成作品（プロダクト）や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演（狭義のパフォーマンス）を評価する。
- 「ルーブリック」
成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語（評価規準）からなる評価基準表。
- 「ポートフォリオ評価」
児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積。そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

〔総則・評価に関する参考資料〕 平成27年11月2日 中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会総則・評価特別部会資料

参考：本誌 第1章Ⅱ「2 探究的な学習の充実」P1-20、21

8 個に応じた指導の充実

(1) 学習指導要領総則における指導計画作成等に当たって配慮すべき事項

平成29年3月（小・中学校）

児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

〔小学校学習指導要領第1章第4の1(4)〕

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

〔中学校学習指導要領第1章第4の1(4)〕

平成30年3月（高等学校）

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

〔高等学校学習指導要領第1章第5の1(5)〕

学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

〔高等学校学習指導要領第1章第5の1(6)〕

(2) 個に応じた指導

児童生徒は、それぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。教師はこのような個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められる。

個に応じた指導方法の工夫改善によって、児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。

また、児童生徒が主体的に学習を進められるようになるためには、学習内容のみならず、学習方法への注意を促し、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要であり、そのための児童生徒からの相談に個別に応じることも望まれる。これらのことは、全ての児童生徒に対応するものであるが、学習の遅れがちな児童生徒には特に配慮する必要がある。

(3) 学習につまずきのある児童生徒への支援

児童生徒の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るためには、特に小学校低学年段階における学習のつまずき等を把握するとともに、児童一人一人の「分かった」「できた」という達成感を重視した個別の学習支援を実践していくことが必要である。

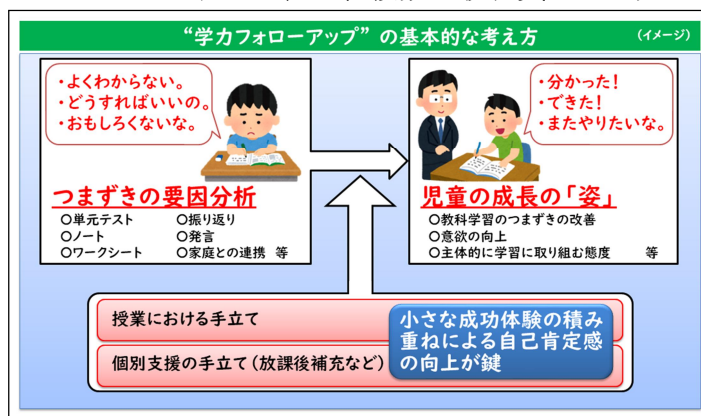
そこで、県教育委員会では、「広島県学びの基盤に関する調査」¹を活用し、小学校低学年段階からの学びの基盤づくりに取り組んできた。

ア 本県におけるこれまでの取組

平成30年度から令和2年度には、学力フォローアップ校事業及び学力向上推進地域事業を実施し、指定校（学力フォローアップ校）及び推進地域において、学習の遅れがちな児童生徒に対する支援の在り方について、実践的な研究を行った。また、令和3年度から令和5年度まで、小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校事業を実施し、指定校（サポート校）において、「広島県学びの基盤に関する調査」を活用して、低学年段階の学習のつまずきを把握するとともに、結果分析に基づいた個別の学習支援に取り組んだ。

(ア) 学力フォローアップ校（20 小学校）及びサポート校（累計 66 校）の取組

学力フォローアップ校事業及び小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校事業に共通する主旨は、複数の教職員により児童の学習のつまずきの要因分析を多角的



に丁寧に行い、当該児童に対する具体的な手立てを学校全体で考えて講じていくことである。手立ては大きく分け「授業における手立て」と「個別支援の手立て（放課後補充など）」があり、いずれも「がんばったらできた、分かった」等の小さな成功体験を積み重ねによる自己肯定感の向上が鍵となる。

¹ 県教育委員会が提供する小学校第2学年用の学習のつまずきの要因等を把握するための調査問題。

(イ) 学力向上推進地域の取組（10 中学校区）

学力向上推進地域では、児童生徒の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るため、小学校と中学校が連携して、育成を目指す資質・能力を系統的に設定し、教科指導と生徒指導の両面における指導を行っている。

また、推進地域に、家庭教育支援アドバイザーを配置し、学力に課題のある児童生徒の学習環境を整えるための保護者等への働きかけや具体的支援、支援に当たった関係機関等とのネットワークの構築や、連携・調整を行った。

イ 広島県学びの基盤に関する調査

小学校低学年段階における学習のつまずきの要因等を把握するため、有識者の指導のもと開発した広島県独自の調査である。

教科学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等について調査を実施し、一般の学力調査では見取れない児童のつまずきを把握し、児童の支援に生かしていく。この調査は、いわゆる教科学力を測る調査ではなく、あくまでも、その児童の学びの基盤にどのような特徴があるかを把握し、支援の在り方について各学校が検討する際の参考とするための調査である。

調査は第2学年の児童を調査対象としているが、その他の学年においても児童の実態把握に活用することができるよう開発している。



「ことばのたつじん その3」より

- 小学校低学年段階からの学びの基盤づくり事業、「広島県学びの基盤に関する調査」の問題、回答、活用例他、学習につまずきのある児童生徒への取組については、広島県教育委員会義務教育指導課のホームページに掲載している（一部は、閲覧を本県教職員のみに限っている）。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/suppor-r6.html>



【参考】「広島県学びの基盤に関する調査」を活用した児童の学びへの支援について

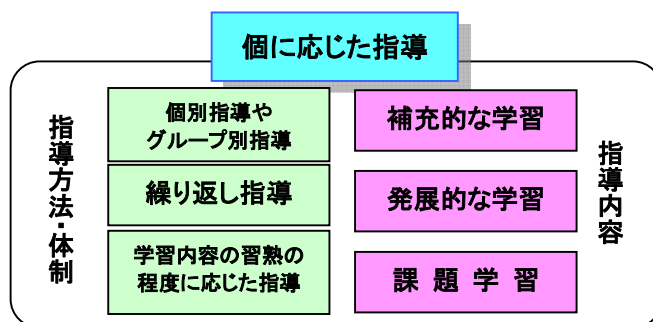
「広島県学びの基盤に関する調査」の結果から予想される児童の学習のつまずきと、それらに応じて考えられる支援の手立て例を「参考資料」として示している。支援の手立てについては、学力フォローアップ校やサポート校において実際に取り組まれた事例も数多く紹介している。

なお、「参考資料」で示している手立ては例示であり、各校において、「参考資料」に示した手立てを参考にしながら、自校の児童の実態や状況を十分に分析し、支援に取り組んでいく。



(4) 指導方法や指導体制の工夫改善

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、児童生徒や学校の実態等に応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。各学校では、その環境や教職員の構成、施設・設備などに応じて最も効果的な方法を工夫し、学校全体の共通理解の下に、組織としての総合的な力を発揮していくことが大切である。



ア 指導方法の工夫改善

指導方法については、児童生徒の発達の段階や学習の実態等に配慮しながら、従来から取り込まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、教科により児童生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し、それぞれの児童生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切である。その実施に当たっては、学校の実情や児童生徒の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分に検討した上で実施するなどの配慮が必要である。

保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。

イ 指導体制の工夫改善

指導体制の工夫に当たっては、校長や教頭が授業の指導を行ったり、学習指導について経験豊富な指導教諭などの教師が他の学級の授業を支援したりするなどの工夫が求められる。

また、学習指導案の作成、授業研究などを学年会や教科部会、学校全体などで行い、広く意見を交わし合い、教師間で情報の共有を図るような機会を設けたり、それぞれの役割分担を明確にしたりすることも、より効果的な指導を行うためには大切である。

(5) 習熟度別指導について

習熟度別指導とは、児童生徒の学習内容の習熟の程度別に学級あるいはグループを弾力的、流動的に編成し、それぞれに指導することであり、そのねらいは、児童生徒一人一人に学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るところにある。習熟度別の編成によって、学習方法等は異なることがあっても、ねらい及び評価規準は同じであり、全ての児童生徒を「おおむね満足できる状況」になるよう、指導を行うことが大切である。

ア 学校体制

- ・ 指導者を確保する場合、先に年間指導計画を立て、必要な時間数や人数を打ち出し、計画的に実施することが大切である。また、教室の配備については、授業の計画を立案する際に、その授業の目的によって形態を考える必要がある。
- ・ 教職員が、その学校における習熟度別指導のねらい、方法、評価（評価の場面、評価規準、評価方法等）等について十分に理解できるようにする。各学校の研究担当

を中心に校内研修を進め、理論研修や研究授業等を通して、共通理解を得るとともに、節目ごとに教職員が情報交換を行い、必要に応じて展開方法や教材の修正を行うなど、成果と課題を明らかにしながら進めることが大切である。

- ・ 児童生徒に対しては、習熟度別指導を行う目的や方法を理解させることが必要である。習熟度別指導の実施途中では、児童生徒が担任や教科担当に相談したり、学習相談室等を活用したりして、目的を見失わせないように工夫することが大切である。
- ・ 保護者に対しては、習熟度別指導の目的や方法、あるいは実施経過を説明する。児童生徒が真剣に学習している姿を保護者に見せることによって保護者の理解を深めることができる。

イ 学習集団

- ・ 学級内を基にした集団の編成は、学級あるいは個々の生徒の状況を把握しながら、指導計画を柔軟に調整し授業を実施することができる。
- ・ 同一学年の複数学級を基にした集団の編成は、分割する数は担当できる教員の数にもよるが、学級数よりも大きな数であり、少人数の習熟度別学習集団にすることで学習の成果を上げることができる。学習集団の担当をローテーションで回すことで、指導者は学年全体を把握でき、児童生徒はいろいろな教員から指導を受けることができる。

ウ 教材

- ・ 習熟の程度が高い児童生徒には、学習内容をより深めるもの、学習内容を広げるもの、そして学習を先に進めるものを教材として作成するようにする。また、習熟の程度の低い児童生徒には、丁寧できめ細かな指導に適した教材、視聴覚教材や具体物などを多く活用して理解を容易なものにした教材、あるいは学習内容を細分化した教材を作成するようにする。

エ 展開方法

- ・ 年度当初、学期当初、あるいは単元の最初に児童生徒の習熟の程度を測定し、その結果に基づいて学習集団を編成するなど、指導内容や指導期間に応じて展開方法を選択し、よりよい指導計画を作成することが必要である。

オ 評価

- ・ 習熟度別指導における評価では、その意義である「個に応じた指導」を目指す意味から、単純に目標を達成したか否かではなく、個々の児童生徒の変容ぶりに着目した評価が重要となる。
- ・ 指導する側には、児童生徒一人一人の学習状況を把握するための資料づくりが欠かせない。また、編成替えによって担当教師が替わっても評価の一貫性が保てるように、学習状況一覧表のような全ての児童生徒の学習状況をまとめた資料を作成するといった工夫が必要である。
- ・ 児童生徒には、個人カードのような学習の理解度や自分のつまづきが一目で分かるものを作成させることが効果的である。所属する学習集団が自分に合っているか、学習の成果は上がっているかを児童生徒自身で判断させるために、自己評価力を身に付けさせる必要がある。

参考：広島県立教育センター 「教科教育における指導方法・指導体制の工夫改善に関する研究
— 小・中学校における習熟度別指導の実践の分析を通して —」 平成16年3月